

アメリカ連邦公務員の天下り規制

—オバマ政権の倫理誓約に関する大統領令—

廣瀬 淳子

【目次】

はじめに

I 連邦公務員の天下りに関する規定

II 倫理誓約に関する大統領令

翻訳 倫理誓約に関する大統領令 13490

はじめに

アメリカにおいては、行政府の主要な官職が政治任命者で占められており、その多くは比較的短期間で官民を行き来するいわゆる「回転ドア」と呼ばれるキャリアパスを取る。このため、利益の衝突回避のために離職後の就職規制が問題となる。オバマ政権において、上院の承認が必要な大統領による政治任命職は、約3,500とされている。

日本では、出身府省の業務と密接な関係を有する民間企業や、公益法人等への再就職が問題とされるが、アメリカの場合は、企業や団体への就職よりも、政府における人脈や知識を利用してロビイストや弁護士として影響力を行使することが問題とされる場合が多い。

前ブッシュ政権の8年間に閣僚を務めた者は延べ34名であるが、既に10名が前職に関連する分野でのコンサルティングやロビー活動に従事していることが報道されている。^(注1) 元司法長官のジョン・アシュクロフト氏も既にロビイストとして登録している。

連邦公務員の離職後の就職規制等については法律で規定されているが、オバマ大統領は2009年1月21日にこの規制をさらに強化する大統領令に署名した。

本稿では、アメリカの行政府に勤務する連邦公務員の離職後の就職規制に関する規定の概要と、新たな大統領令の内容を紹介する。

I 連邦公務員の天下りに関する規定

1 影響力行使に関する規定

アメリカの連邦公務員の離職後の影響力行使に関する規制については、合衆国法典第18編第207条(以下、「規制法」という。)で規定されており、違反した場合には刑事罰が科される。このほか、大統領令や政府倫理局の規則で細則等が設けられている。

規制法は、1872年と1944年に主要な条項が制定された。^(注2) 現行法の規定は、1962年に制定されてから、1978年に多くの規定が加わり、最近では2007年にも改正されるなど、これまでに多くの規定が追加されたり修正されたりしている。^(注3) ^(注4)

連邦公務員の離職後の就職を規制する目的については、制定初期においては、政府のみが持っていた情報や知識が元職員によって持ち出され、民間で利用されることを防ぎ、公益を守るためとされていた。最近では、在職中の公務員の公務の遂行が離職後に民間から得られる利益等によって影響されないため、また、行政における法律施行の過程が外部からの影響力を受けないようにすること、在職中の知識によって離職後に経済的な利益を得たり、影響力を行使することを防ぐためとされている。^(注5) ^(注6) ^(注7) ^(注8)

規制法は、連邦政府の職員だけではなく、連邦議会の議員や立法府の職員も含めて、それぞれについての規制を定めている。行政府の調達担当職員を除く者に対しては、再就職自体を制限するのではなく、離職後に影響力を行使する目的で連邦公務員と接触したり、代理したりする行為の制限が中心である。

行政府の職員に対する主要な規定の概要は、以下の通りである。

合衆国法典第18編第207条
元職員に対する制限

第(a)項 行政府の全職員等に対する制限

(1) 生涯にわたる特定事項に関する代理行為等の制限

行政府のあらゆる職員は、離職後、生涯にわたって、故意に、合衆国以外の者のために影響力を行使する目的で、合衆国のあらゆる省庁の職員に対して、次の特定の事項等に関して接触してはならない。

- (A) 合衆国が当事者又は直接的若しくは実質的な利害を有する事項
- (B) 政府において個人的かつ実質的に係わっていた特定の事項で、かつ、
- (C) その際に特定の団体が関与していた事項

(2) 職責にあった特定事項に関する2年間の制限

(1)の制限が課される職員は、その公的な責務に関連した次の事項に関しては、離職後2年間、故意に、合衆国以外の者のために影響力を行使する目的で、合衆国のあらゆる省庁の職員に対して、次の事項等に関して接触してはならない。

- (A) 合衆国が当事者又は直接的若しくは実質的な利害を有する事項
- (B) 離職前1年間に、実際にその職責にあった事項で、かつ、
- (C) その際に特定の団体が関与していた事項

第(b)項 通商又は条約交渉に関する援助や助言の1年間の制限

(1) 第(a)項(1)の制限が適用されるすべての行政府の元職員で、離職前1年間に合衆国を代表して進行中の通商や条約の交渉に個人的かつ実質的に従事していた者で、かつそのような交渉に関する非公開情報を入手可能だった者は、離職後1年間は、故意に、その通商交

渉等について知り得た情報に基づいて、合衆国以外の者に対して、代理、援助又は助言を行ってはならない。

第(c)項 高級公務員だった者に対する、離職後1年間の制限

(1) 第(a)項及び第(b)項で課された制限に加えて、行政府の高級公務員だった者は、離職後1年間は、故意に、離職前1年間に勤務していた省庁の職員に対して、合衆国を除く他者のために影響力を行使する目的で、接触してはならない。

^(注9)
ここで高級公務員とは、高級管理職給与表が適用される者及び、高級管理職給与表レベルⅡ(各省庁の副長官級等)の基礎給与の86.5%以上に相当する給与の者等をいう。

第(d)項 最高級公務員だった者に対する、離職後2年間の制限

(1) 第(a)項及び第(b)項で課された制限に加えて、副大統領、高級管理職給与表のレベルⅠ(閣僚級)の給与であった行政府の職員、及び、同給与表のレベルⅡ(大統領補佐官級)の給与であった大統領行政府の職員等は、離職後2年間は、(2)に規定する者に対して、あらゆる事項に関して、故意に、合衆国を除く他者のために影響力を行使する目的で、接触してはならない。

(2) 離職前1年間に勤務していた省庁の全職員、及び連邦政府の全省庁の高級管理職給与表レベルⅠからⅤまでの幹部職員。

第(f)項 外国政府等に関する制限

^(注10)
(1) 第(c)項、第(d)項、又は第(e)項の制限が課される者に対しては、離職後1年間、合衆国政府のあらゆる省庁の職員に対して、その決定に対して影響力を与える意図で、外国政府又は外国の政党を代理する行為や、助言又は

援助を行ってはならない。

- (2) 合衆国通商代表や副代表は、(1)の行為を、離職後生涯にわたって行ってはならない。

これらの制限に違反した場合はいずれも、合衆国法典第18編第216条に基づいて、5年以下の拘禁、5万ドル以下の罰金^(注11)、またはこれらが併科される。

実際に規制法違反によって刑事罰を科せられる者はほとんどいない^(注12)。

2 就職制限に関する規定

現職の連邦政府の行政の職員の再就職に関しては、合衆国法典第18編第208条の民間企業等からの金銭上の利益を得ること全般を禁止する条項に基づいて規制される。

民間企業等と自らの就職の交渉を開始した場合は、将来の雇用先との利益の衝突を回避するために、その企業等に直接的かつ実質的な金銭的利害関係を生じる事項に関して、決定や助言などの職務を行ってはならない^(注13)。

違反した場合は、合衆国法典第18編第216条に基づいて処罰される。

調達担当職員の離職後の民間への就職に関しては、直接的な就職制限が課されている。合衆国法典第41編第423条第(d)項で、1千万ドル以上の政府調達や契約を担当する連邦政府の職員は、調達業務後1年間は、その契約先企業の職員やコンサルタント等として報酬を受領してはならないと規定されている。

違反した場合は、5万ドルに報酬として得た金額の二倍を加えた額の過料や、調達契約の解除^(注14)などが課される。

II 倫理誓約に関する大統領令

前述の規制法では、行政の元職員が省庁の幹部等に接触することは制限しているが、規制

法の第(c)項も第(d)項も、離職直後から連邦議会の議員やそのスタッフに接触することは制限していない。このため、ロビイストとして活動することは可能となっている。

クリントン大統領は、就任直後の1993年1月20日に「行政の政治任命者の倫理誓約に関する大統領令12834」^(注15)に署名した。高級管理職給与表が適用される政治任命者等に対して、離職後5年間元の職場にロビー活動をしないことや、外国政府や外国の政党等のためのロビー活動を制限した。規制法による規制をさらに強化する内容であった。

同大統領令は、2000年12月28日の大統領令13184で廃止され、以後、ブッシュ政権では、離職後の就職制限に関する大統領令は制定されていなかった。

1 オバマ大統領の新大統領令の概要

オバマ大統領も就任後初日の大統領令として、「行政の職員による倫理誓約に関する大統領令」に署名した。常勤職の政府の高官に政治任命された者に対して、「倫理誓約」を課すなど、クリントン政権の大統領令を基本的には踏襲して、離職後のロビー活動の制限や、行政の職員への接触制限については、規制法の規定よりさらに厳しい制限を課している。クリントン政権の大統領令では対象者が高級管理職給与表の適用者等に限定されていたが、新たな大統領令では上級管理職給与表が適用される政治任命者にも対象が拡大されている。離職後ロビイストになった者に対しては、政権の残りの期間中、元の勤務先へのロビーイングを禁止するなど、ロビイストに対してはクリントン政権の大統領令よりも一層厳しい内容となっている。

主要な条項の概要は、次の通りである。

第1条 倫理誓約

政治任命される者に対して、7項目からなる

倫理誓約書に署名することを求めている。ここに誓約された義務は、法律によって強制される。

誓約書によって課される事項としては、次の事項が挙げられている。

- ・登録されたロビイストからの贈与受領の禁止
- ・任命後2年間の、前職や顧客に関係する事項に関与することの禁止
- ・任命前2年間に登録ロビイストだった場合、任命後2年間の、ロビイストとして関与した事項や政策分野等に関与することの禁止、ロビーイングを行った行政機関への求職や就職の禁止
- ・合衆国法典第18編第207条第(c)項が適用される場合は、離職後2年間の遵守
- ・離職後ロビイストになった者に対する、政権の残りの期間中の、元の勤務先や政治任命者へのロビーイングの禁止
- ・被任命者が職員等を雇用する場合は、その能力や資質、経験のみに基づいて雇用すること

第2条 定義

倫理誓約書で用いられる用語について、具体的な定義を与えている。

第3条 適用除外

第1条の倫理宣誓の中の禁止事項等について、行政管理予算局長が、例外を認めて、これを免責できることを定めている。

第4条 運用

各行政機関の長は、その機関においてこの大統領令が遵守され、倫理誓約書への署名が確保されるように、当該機関における倫理規則又は手続きを定めなくてはならない。

政府倫理局長は、この大統領令の運用に関して、細則等を定めなくてはならない。また、この大統領令と倫理誓約に関する年次報告書を政権に提出しなくてはならない。

被任命者によって署名された倫理誓約書等は、各行政機関の長によって永久に保管される。

第5条 施行

各行政機関の長は、この大統領令に違反した可能性がある場合の事実認定や調査の手続きを策定しなくてはならない。

倫理誓約を破ったと認定された被任命者は、この大統領令の制限に加えて、さらに5年間当該行政機関にロビーイングを行うことが禁止される。

司法長官は、倫理宣誓違反に関して、民事訴訟を提起して、救済策を要求することができる。

2 大統領令の評価

新たな大統領令に対しては、その実効性に対する懸念、特に元ロビイストが実際にオバマ政権に入っている点や、規制が登録ロビイストに偏っている点などがすでに指摘されている。^(注16)

他方、コモンコーズなどの市民団体は、この大統領令はかつてなく厳しい規制により政治任命者による潜在的な利益の衝突を防ぐ効果があるものであり、政府との不透明な取引を防止して政府の透明性を高める効果があるとして、高く評価している。^(注17)

注

※インターネット情報は、すべて2009年7月23日現在である。

(1) Fredreka Schouten, "Several former Bush officials in revolving door," *USA Today*, May 20, 2009.

(2) 合衆国法典第18編は、刑法典である。

(3) 17 Stat. 202.

(4) 58 Stat. 668.

(5) 76 Stat. 119.

(6) 92 Stat. 1824. いわゆる政府倫理法の一部として、それまでの規定が強化された。

(7) P.L.110-81.

- (8) Jack Maskell, "Revolving Door: Post-Employment Laws for Federal Personnel," *CRS Report for Congress*, updated September 17, 2007, pp.2-3..
<<http://www.fas.org/sgp/crs/misc/97-875.pdf>>
- (9) Executive Schedule, レベル I (閣僚級)からレベル V (各省庁の局長級等)までの給与を定めた給与表。
- (10) 第(e)項は、連邦議会の議員や立法府の職員に対する制限に関する規定。
- (11) インフレ率による調整により、55,000ドルに引き上げられている。28 C.F.R.85.3.
- (12) 2000年から2004年では年1件、2005年では0件とされている。村松岐夫編『公務員制度改革—米・英・独・仏の動向を踏まえて』学陽書房, 2008, p.83.
- (13) 詳細については、政府倫理局の規則5 C.F.R. 2635.601-2635.605を参照。
- (14) 41 U.S.C. § 423 (e).
- (15) Executive Order 12834, Ethics Commitments by Executive Branch Appointees, January 20, 1993.
<<http://www.archives.gov/federal-register/executive-orders/pdf/12834.pdf>>
- (16) Bara Vaida, "Former Lobbyists Join Obama," *National Journal*, 1/24/2009, p.56.
- (17) Common Cause, Democracy 21, League of Women's Voters, Public Citizen and U.S.PIRG, "Reform Groups Strongly Praise President Obama's Government Integrity Reform Measures during First Hundreds Days," April 28, 2009.
<<http://www.lwv.org/AM/Template.cfm?Template=/CM/ContentDisplay.cfm&ContentID=13416>>

(ひろせ じゅんこ・海外立法情報調査室)

行政府の職員による倫理誓約に関する大統領令

Ethics Commitments by Executive Branch Personnel

Executive Order 13490, January 21, 2009

廣瀬 淳子訳

アメリカ合衆国憲法と、合衆国法典第3編第301条、第5編第3301条、第7301条を含む法律により大統領としての私に与えられた権限により、ここに以下の大統領令を発する。

第1条 倫理誓約

2009年1月20日、又はこの日以降にあらゆる行政府の機関に任命された全ての被任命者は、被任命者となるに際して、次の誓約書に署名し、署名に際しては契約上のものとして署名するものとする。

「私の合衆国政府における公共の信託を受け^(注1)る地位への雇用の条件として、及びその約因として、私は、次の義務に従い、これらの義務は私を拘束し、法律により強制されるものであることを理解します。

1 ロビイストからの贈与の禁止

私は、被任命者としての私の職務の期間中、登録されたロビイスト又はロビーイング団体からの贈与を受領しません。

2 回^(注2)転ドアの禁止—政府に入るすべての被任命者に対して

私は、私の任命から2年間の期間は、私の前職、又は前の顧客に直接的かつ実質的に関与する特定の団体を含む特定の事項について、規制や契約も含め、関与しません。

3 回^(注2)転ドアの禁止—政府に入るロビイストに対して

私が任命前2年間に登録されたロビイストだった場合は、前項の規定の制約に従うこと

に加えて、私の任命から後2年間についても、
(a) 私の任命前2年間について、私がロビーイングを行った特定の事項については、関与しません。

(b) その特定の事項が属する特定の政策分野には関与しません。

(c) 私の任命日以前の2年間に私がロビーイングを行ったいかなる行政機関に対しても、職を求めたり、職を得たりしません。

4 回^(注2)転ドアの禁止—政府を離職した者に対して

私が政府を離職するに際して、合衆国法典第18編207条(c)項の、離職前の行政機関の職員との離職後の接触の制限に関する規定が適用される場合は、私の任命が終了した日から2年間、その制限に従うことに同意します。

5 回^(注2)転ドアの禁止—ロビー活動のために政府を離職する被任命者に対して

第4項の制限に従うことに加えて、政府を離職するに際して、この政権の残りの期間、担当した行政府のいかなる職員、又は政治任命された非終身職の上級管理職^(注3)(SES)者に対しても、ロビーイングを行わないことに同意します。

6 雇用の資格に関する誓約

私は、私が雇用したり、雇用に関する決定を行うに際して、候補者の資質、能力、及び経歴のみに基づいて決定することに同意します。

7 強制への同意

私は、2009年1月21日に大統領により発せ

られた「行政府の職員による倫理誓約」と題された大統領令を、この文書に署名する前に読み、それが前述の義務について適用される用語について定義し、それらを強制する方法について述べたものであることに同意します。私は、大統領令の規定がこの同意の一部であり、私を拘束するものであることを、明示的に承諾します。私は、この誓約の条項が、他の制定法又はその他の法的な制限に加えて、連邦政府の職務のために、私に適用されることを理解します。」

第2条 定義

この大統領令で用いられ、かつ第1条の誓約書で用いられる用語は、次の通りに定義される。

- (a) 「行政機関」には、合衆国法典第5編第105条で定義される各「行政機関」を含み、大統領行政府も含むものとする。しかし、この大統領令では、「行政機関」には、合衆国郵政公社と郵便規制委員会を含み、会計検査院は除外するものとする。
- (b) 「被任命者」とは、すべてのフルタイムで働く、非終身職の、大統領又は副大統領による被任命者、非終身職の上級管理職俸給表(又はその他の上級管理職俸給表のようなタイプのシステム)が適用される被任命者、機密保持の必要性又は政策形成のための職務の性格による理由から、競争職から除外されている行政機関の職(スケジュールCや他の職などは、競争職の基準から除外されている)への被任命者が含まれる。上級外交職として任命された者や、単に軍隊の士官に任命された者は含まれない。
- (c) 贈与
 - (1) 贈与とは、連邦行政命令集第5編第2635.203(b)条に説明されている定義による。
 - (2) 贈与には、連邦行政命令集第5編第2635.204(b), (c), (e)(1), (3), (j)-(l)条に定義される、要求によるもの又は間接的に受領するものも含まれる。
- (3) 贈与からは、連邦行政命令集第5編第2635.204(b), (c), (e)(1), (3), (j)-(l)条で除外されている品目については、除外する。
- (d) 「対象となる行政府の職員」と「ロビイスト」は、合衆国法典第2編第1602条で説明されている定義による。
- (e) 「登録されたロビイスト又はロビーイング団体」とは、合衆国法典第2編第1603条第(a)項に従って登録しているロビイスト又はロビーイング団体を意味し、そのような登録をしている団体の場合は、「登録されたロビイスト」とは、その中で識別される個々のロビイストを含むものとする。
- (f) 「ロビーする」と「ロビーした」とは、登録されたロビイストとして活動する、又は活動したことを意味する。
- (g) 「特定の事項」とは、合衆国法典第18編第207条及び連邦行政命令集第5編第2635.402(b)(3)条に説明されているものと、同じ意味である。
- (h) 「特定の関係者を含む特定の事項」とは、連邦行政命令集第5編第2641.201(h)条に説明されているものと同じ意味であるが、以前の雇用主又は以前の顧客との、その者の公的職務の遂行に関連したいかなる会合、又はその他の接触をも含む。ただし、その接触が、一般的に該当する特定の事項に関するもので、かつ、すべての関係者に対して公開された会合又はその他イベントにおける場合の接触については、この限りではない。
- (i) 「元の雇用主」とは、被任命者が任命日の前2年間間に、被用者、職員、管理職、被信託者、又は、一般共同経営者としてその者のために勤務した者をいう。ただし、「元の雇用主」には、連邦政府、州や地方政府、コ

ロンビア特別区、アメリカ先住民族、その他の合衆国の領土や占有地における行政府の機関やその他の組織は含まれない。

- (j) 「元の顧客」とは、被任命者が任命の日から過去2年間の間に、個人的に代理人、弁護士、コンサルタントとしてその者のために働いたすべての者をいう。しかし、提供したサービスが、陳述、又は同種のものに限られる場合は、除かれる。被任命者が個人としてサービスを提供していない場合は、被任命者の元の雇用主の顧客は含まれない。
- (k) 「直接的かつ実質的に、元の雇用主又は元の顧客と関係する」とは、被任命者の元の雇用主や顧客が、当事者又は当事者を代表している事項を意味する。
- (l) 「参加」とは、個人的かつ実質的に参加することを意味する。
- (m) 「離職後の制限」には、合衆国法典第18編第207条第(c)項の条文と例外規定を含み、その施行規則も含む。
- (n) 「政府の職員」とは、行政府のすべての被用者を意味する。
- (o) 「政権」とは、この大統領令が適用される被任命者の任命の時点において在職している、現職の大統領のすべての任期を意味する。
- (p) 「誓約」とは、この大統領令の第1条の倫理誓約を意味する。
- (q) 法律や規則の条文の引用は、すべて2009年1月20日現在で有効だったものをさす。

第3条 適用除外

- (a) 行政管理予算局長又はその指定者が文書によって、次のいずれかに該当すると確認する場合その範囲内において、行政管理予算局長、又はその指定者は、大統領法律顧問又はその指定者と協議の上、現職又は元職の被任命者に対して、その被任命者によって署名された倫理誓約書に含まれるいかなる制限について

も、文書で免責することができる。

- (i) 制限の文字通りの適用が、その制限の目的と矛盾する場合
- (ii) 免責を認めることが、公共の利益に合致する場合
免責は、行政管理予算局長又はその指定者が確認書に署名した時点で有効となる。
- (b) 公共の利益には、これだけには限定されないが、国家安全保障又は経済に関する緊急事態を含む。行政機関の些事契約は、この誓約の第3節に含まれる制約の免責の理由となる。

第4条 運用

- (a) 各行政機関の長は、政府倫理局長と協議の上、次の各点を確保するために必要又は適切な、規則又は手続き(その機関の指定された倫理職員に関連するものを含む、実際に可能な限りその機関の一般的な倫理規則又は手続きに沿ったもの)を制定しなくてはならない。
すべての当該機関の被任命者は、任命された職に就任する際又は被任命者となる際に、誓約に署名すること。
この誓約の第3節の遵守が、それが適用される各被任命者との間で文書による倫理同意によって表明されること。この倫理同意書は、被任命者が職務を開始する前に、大統領法律顧問、又はその指定者によって、承認されなくてはならないこと。
誓約書では明確に示されていない配偶者の雇用問題、その他の利益の衝突の問題について、任命者との間の倫理同意書に表明されるようにすること、又、倫理同意書が不要な場合は、倫理カウンセリングによって、確保すること。
一般的に当該機関においてこの大統領令を遵守すること。
- (b) 大統領行政府については、第4条第(a)項に規定された職務は、大統領法律顧問又はその指定者の責務とする。

- (c) 政府倫理局長は、
- (1) 倫理誓約書とこの大統領令の写しが、行政機関において第4条第(a)項に基づく職務を遂行する際に、利用可能であることを確保しなくてはならない。
 - (2) 司法長官若しくは大統領法律顧問、又はその指定者と必要に応じて協議し、現職又は元職の被任命者に対して誓約の適用に関して、指定された行政機関の倫理担当者に助言を与えて、援助しなくてはならない。
 - (3) 司法長官若しくは大統領法律顧問、又はその指定者と協議し、次のような目的のために必要又は適切な、規則又は手続きを採用しなくてはならない。
 - (i) 前述の責務の遂行
 - (ii) すべての行政府の職員への、この誓約の第1節に述べられたロビイストからの贈与禁止の適用
 - (iii) ロビイストからの贈与禁止について、禁止の趣旨と異なる状況において、限定的に例外を認めること
 - (iv) ある者が、連邦行政命令集第5編第2635.205条に規定されるように、贈与を適切に処理した場合に、ロビイストからの贈与禁止規定に違反しないように、明確にすること。
 - (v) 政府の被用者による公的な活動によって影響を受ける民間企業との、将来の雇用に関する交渉を担当する政府の被用者に対する現行の規則や手続きが、政府の施策や運営の廉直さに影響を与えないことを確保すること。
 - (vi) 政府人事局長と協議の上、この誓約の第6節に述べられた要請が、すべての行政府の被用者に尊重されることを確保すること。
 - (4) 行政管理予算局長と協議の上、行政府の調達へのロビーイングの公開を規定する

現行の法律や規則のもとで、完全な遵守が達成されているか否か、及び、行政府の調達ロビーイングと大統領の恩赦に対するロビーイングについて、可能な限りの公開の拡大のために取りうる対応について、大統領に報告しなくてはならない。この報告には、行政府がただちに取りうることが可能な対応策と、必要に応じて、立法措置の勧告も含むものとする。

- (5) この誓約と大統領令に関する年次公開報告書を政権に提出しなくてはならない。
- (d) 政府倫理局長は、司法長官、大統領法律顧問、政府人事局長、又はその指定者と協議の上、調達過程に関与するすべての行政府の被用者について、政府を離職してから2年間は、政府での職務の最後の2年間にその公式な職務であった政府の契約について、政府の職員にロビーイングしないことについて、この誓約の第5節で述べた回転ドアの禁止に関する行政府が取り得る、可能な限り実現可能な拡大策について、大統領に報告しなくてはならない。その報告には、行政府がただちに取りうることが可能な対応策と、必要に応じて、立法措置に関する勧告も含むものとする。
- (e) 被任命者によって署名されたすべての誓約書と、これに関するすべての免責確認書は、行政機関の長によって、被任命者の公式人事ホルダー又は該当するホルダーに、永久に保管されなくてはならない。

第5条 施行

- (a) この大統領令で規定された誓約の契約上、受託上、倫理上の責務は、本条に基づいて、あらゆる法的手段により、合衆国によってのみ執行可能である。法的手段には、関係する行政機関内における禁止手続きや、宣言的救済、差止め命令による救済、金銭的救済のための民事訴訟手続きを含むものとする。

(b) 通知と公聴会の後に、行政機関内の適切に指定された権限者によって、誓約を破ったと認定された元の被任命者は、当該行政機関のいかなる職員または被用者に対しても、この誓約が適用される期間に加えて5年間はロビーイングを行うことを禁止される。

すべての行政機関の長は、政府倫理局長と協議の上、本項の実施手続きを策定しなくてはならない。その手続きには、この大統領令違反の可能性について、事実認定をし、調査を行う手続きと、第(c)項に基づき司法長官の考慮を参照する手続き(ただし、これらには限定されない)を含むものとする

(c) 司法長官又はその指定者は、次の権限を有する。

(1) 署名された誓約書のすべての責務についての違反の可能性に関する情報を入手した際には、適切な連邦捜査機関に対して、適切な捜査をするように要請する。

(2) 責務違反が過去にあった、これから起こる、又は、継続している、と信ずる合理的な基礎が存在すると決定するに際して、差し止められない場合には、元の被用者に対して、その問題を管轄するいずれかの合衆国地方裁判所において、民事訴訟を開始する。

(d) このようないかなる民事訴訟においても、司法長官又はその指定者は、次のものに限定はされないがこれらを含む、法律によって授權された、すべての救済策を要求する権限を有する。

(1) 元の被用者が署名した誓約書における責務に反する、繰り返される又は継続する行為に対して、将来的に阻止するのが適切な場合には、一方的緊急差止め命令、暫定的及び、本案的差止め命令。

(2) 合衆国の利益のための擬制信託の設立。
これは、元の被用者によって署名された誓

約への違反、又は違反しようとしたことによって生じた、元の被用者によって受領された、又は支払われたすべての金銭、その他の価値のある物品を、合衆国財務省に対して清算して償還したり、弁済を要求するためのものである。

第6条 一般規定

(a) この大統領令は、いかなる過去の大統領の大統領令も廃止しない。この大統領令が、過去の大統領令のいずれかの規定と矛盾する際には、この大統領令が優越する。

(b) この大統領令のいずれかの規定、又は、この規定の適用が無効と判示された場合は、この大統領令の残りの部分と、そのような規定の異なった適用は、影響を受けない。

(c) この大統領令のいずれの規定も、次のことを弱めるように、又は、その他の影響を与えるように、解釈されない。

(1) 省、庁、又は、これらの長に対して法律によって認められた権限

(2) 予算、行政管理、又は、立法の提案に関する、行政管理予算局長の機能

(d) この大統領令は、適用される法律と矛盾なく、歳出予算の利用可能な範囲で、施行される。

(e) この大統領令は、合衆国、その省、庁、独立機関、その職員、被用者、エージェント、その他の者に対して、いかなる関係者によっても、実態上又は手続上、法律又は衡平(equity)によって履行を強制できる、いかなる権利や便益を作り出すことを意図したものではなく、又、作り出すものでもない。

(f) この大統領令で述べられた定義は、この大統領令の用語に対してのみ適用され、既存の法律を弱めたり、影響を与えたりすることを意図するものではない。

注

- (1) consideration, 契約の成立要因。
- (2) 行政機関の官職に政治任命された者が、官民を行き来することを回転ドア(revolving door)と呼んでいる。ここではそのまま直訳した。

- (3) 上級管理職(Senior Executive Service)給与表が適用される幹部職員のうち、終身職の者ではなく政治任命された者。

(ひろせ じゅんこ・海外立法情報調査室)